

○宮崎大学 I R 推進センター運営委員会規程

〔平成 25 年 7 月 25 日〕
制 定
改正 平成 29 年 3 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学 I R 推進センター（以下「センター」という。）規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、宮崎大学 I R 推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの中期目標・計画及び評価に関すること。
- (3) センターの予算に関すること。
- (4) センターの教員の人事に関すること。
- (5) その他センターの運営に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任教員
- (4) 兼任教員
- (5) 企画総務部長
- (6) I R 連絡員

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 1 項第 1 号の委員をもって充て、副委員長は、同項第 2 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第 5 条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第 7 条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、企画総務部企画評価課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される第3条第1項第5号、第6号及び第9号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。